第1回八街市農業委員会総会

平成23年1月20日 八街市農業委員会

平成23年第1回農業委員会総会

平成23年1月20日午後4時00分 八街市農業委員会総会を 八街市役所第1会議室に招集し、内容は次のとおりである。

1. 出席者

1. 加藤孝一 8. 長澤恒幸 15. 荻嶋 勲 2. 吉野光輝 9. 小出幹夫 16. 鈴木勝雄 3. 鴨志田 進 10. 鵜澤 敏 17. 山本重文 4. 中嶋則夫 11. 小川 寛 18. 三須裕司 5. 中川利夫 12. 落合健一 19. 中田眞司 6. 山本紀市 13. 立﨑義久 20. 関口芳秀 7. 森 邦央 14. 林 和弘 21. 関端 旭 22. 川野 繁

2. 欠席者

なし

3. 事務局

事務局長藤﨑康雄主 査 補 山内裕義主 査 梅澤孝行主 事 補 唯 望

4. 議決事項

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 農用地利用集積計画の承認について

5. その他

報告第1号 農地法施行規則第53条第5号の規定による農地転用の届出について 報告第2号 農地法施行規則第53条第14号の規定による農地転用の届出について (認定電気通信事業者)

藤﨑事務局長

開会を宣す。(午後4時00分)

川野会長

平成23年第1回の総会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

今日は、20日で大寒の入りということで、暦に劣らず、今日から大変、一段と寒 さがやってまいりました。乾燥しておりますので、皆さん、体に十分気を付けて、風 邪を引かないように気を付けていただきたいと思います。

また、研修視察旅行も目の前に迫ってまいりました。風邪を引きますと行けなくな

りますので、ひとつ風邪を引かないように。ここのところでキャンセルすると、大変な金額が返ってきませんので、風邪だけは引いてもらいたくないと思います。

今月の案件は、非常に少なくなりまして、農地法第5条本体で4件、農用地利用集積計画の承認案件2件、農地法施行規則第53条に関する届出3件、合わせまして総件数で9件が提出されております。提出された案件につきまして、慎重審議をお願いいたしまして、私のあいさつにかえさせていただきます。

ただいまの出席委員は22名です。したがって、この総会は成立いたしました。

それでは、日程に従いまして、会務報告をお願いいたします。藤﨑事務局長お願い いたします。

藤﨑事務局長

それでは、会務報告をいたします。

平成22年12月24日、金曜日。午前10時から転用事実確認現地調査及び農地 パトロールを実施いたしまして、担当委員は川野会長、小出委員、山本重文委員出席 のもと実施いたしました。

1月7日、金曜日。午後12時30分から農業者年金加入推進個別訪問を実施いた しまして、場所につきましては、文違地区ということで、川野会長、中川委員、事務 局の唯が出席いたしました。

以上でございます。

川野会長

では、議事録署名委員の選任についてでございますが、議長から指名することでご 異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

川野会長

異議なしと認め、こちらからご指名申し上げます。

今月は、議席番号19番の中田委員、20番の関ロ委員にお願いいたします。 議事に移ります。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について、1番から4番までを議題といたします。

事務局、説明願います。山内主査補、お願いいたします。

山内主查補

それでは、議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、区分売買、所在八街字北中道、地目畑、面積190平方メートル。転用目的、専用住宅用地。現在、家族3人でアパートに居住しているが、子どもの成長を考えて、学校や八街駅に近い住環境の良好な当該申請地に専用住宅を建築したい。

番号2、区分賃貸借、所在勢田字瀬田入、地目畑、面積986平方メートル。転用目的、駐車場拡張用地。現在、申請地の隣接地でコンビニを営んでいるが、大型車の駐車スペースがなく、不便が生じているため、当該申請地を大型車用の駐車場として利用したい。

番号3、区分一時転用、所在八街字外満木山、地目畑、面積2千441平方メート

ルのうち54.00平方メートル。転用目的、待避場用地。現在、申請地付近の埋立 事業の申請中であるが、道路が狭く危険なため、当該申請地を待避場用地として利用 し、地域住民の安全を確保したい。一時転用期間、許可日から3年間。

番号4、区分一時転用、所在八街字嵯峨岡、地目畑、面積496平方メートルのうち18.00平方メートル。転用目的、待避場用地。現在、申請地付近の埋立事業の申請中であるが、道路が狭く危険なため、当該申請地を待避場用地として利用し、地域住民の安全を確保したい。一時転用期間、許可日から3年間。

以上です。

川野会長

議案の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。 1番、鴨志田委員、お願いいたします。

鴨志田委員

調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、八街都市計画事業八街駅北側地区土地区画整理事業の中に 位置しております。申請地は市道に面し、進入路は確保されております。

農地性としては、用途地域内にあるため、第3種農地と判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は専用住宅用地ということですが、申請面積190 平方メートルであり、建築面積との関係においても、面積妥当と思われます。

資金の確保につきましては、自己資金及び借入金にて賄う計画となっております。 申請地には、小作人等、権利移転に対して支障を来すものはありません。

次に、隣接に対する被害防除計画ですが、周囲にブロックフェンスを設置し、土砂 の流出を防ぐ計画となっており、雨水についても敷地内にて浸透させることになって おります。

隣接地は区画整理されて、耕作されているところはありません。申請地は土地改良 受益地ではありません。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないものと思われます。

以上で調査報告を終わります。

川野会長

次に、2番ですが、中嶋委員、お願いいたします。

中嶋委員

番号2番について、調査報告を申し上げます。

申請地は市役所から南方向へ約6キロメートルに位置し、県道に面しております。 農地区分といたしましては、第2種農地と判断し、代替性につきましては、申請地 が賃貸契約のため、ないと思われます。

計画面積においては、986平方メートルで、駐車場拡張用地、大型4台、従業員用3台、用地としては妥当だと思われます。

工事資金は自己資金で行います。

申請地は低い場所は砕石を入れ、全面浸透舗装仕上げといたします。ブロックとネットフェンスを設け、防除対策を行います。

雨水につきましては、宅内処理。自然浸透といたします。

隣接につきましては、義務者のみでございます。

申請地は今の駐車場スペースが小さいために、お客様に迷惑をかけないように拡張することで、速やかに工事が行われると思いますので、何ら問題ないと思われます。

以上で調査報告を終わります。

川野会長 山本紀市委員

次に、3番、4番ですが、山本紀市委員、お願いいたします。

調査報告を申し上げます。

3番、4番は関連がありますので、一括で報告させていただきます。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所から西へ、3番が約6キロメートル、4番が約5キロメートルに位置し、八街市道に面しております。

農地性としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で すので、事務指針29ページのBに該当するため、第2種農地と判断いたしました。

なお、今回の目的がダンプ等の待避場用地ということですので、代替性はないと思 われます。

次に、一般基準ですが、本申請は3番、4番とも埋立事業のダンプの待避場用地ということですが、申請面積、3番が54平方メートル、鉄板6枚分、4番が18平方メートル、鉄板2枚分であり、面積妥当だと思われます。

次に、隣接に対する被害防除計画ですが、道路側の耕作していない部分に鉄板を敷 くので、隣接農地の営農状況に支障を来すことはないものと思われます。鉄板がずれ て耕作の邪魔にならないよう、十分注意するとのことです。

申請地は土地改良受益地ではありません。申請地は以前にも埋立事業のダンプの待避場として利用されましたが、特に問題等は発生しませんでした。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないものと思われます。

以上で調査報告を終わります。

川野会長

地元委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。 ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

川野会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第1号1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願い いたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、1番については、許可相当で決定いたします。

次に、2番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいた します。

(举手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、2番については、許可相当で決定いたします。

次に、3番、4番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願 いいたします。

(举手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、3番、4番については、許可相当で決定いたします。 次に、議案第2号、農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。 事務局、説明願います。梅澤主査、お願いいたします。

梅澤主査

それでは、議案第2号、農用地利用集積計画の承認について、ご説明いたします。

八街市長より平成23年1月14日付で、農業経営基盤強化促進法第18条第1項 の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められております。

最初に、番号1、所在文違字文違野、地目畑、面積5千68平方メートル。利用権 の種類につきましては使用貸借。期間につきましては1年。新規でございます。

次に、番号2、所在山田台字宮ノ原、地目畑、面積8筆合計で1万2千716平方 メートル。利用権の種類につきましては使用貸借。期間につきましては2年。再設定 でございます。

以上です。よろしくお願いします。

川野会長

説明が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

川野会長

質疑がないものと思いますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第2号1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願い いたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、1番については、承認することに決定いたします。

次に、2番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいた します。

(举手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、2番については、承認することに決定いたします。 ここで、10分間の休憩にしたいと思います。

> 休憩 午後4時20分 再開 午後4時30分

川野会長

休憩前に戻りまして、会議を再開いたします。

次に、その他に移ります。

報告第1号、農地法施行規則第53条第5号の規定による農地転用の届出につい て、事務局、説明願います。山内主査補、お願いいたします。

山内主査補 それでは、報告第1号、農地法施行規則第53条第5号の規定による農地転用の届

出についてご説明いたします。

番号1、所在山田台字宮ノ原、地目畑、面積598平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積1千536平方メートル。目的、作業スペース用地。事業内容、山田台地区排水路整備工事に伴う作業スペース用地として一時的に使用する。

一時転用期間、平成23年1月24日から平成23年2月28日まで。 以上です。

川野会長

次に、報告第2号、農地法施行規則第53条第14号の規定による農地転用の届出 についてを事務局、説明願います。山内主査補、お願いいたします。

山内主査補

それでは、報告第2号、認定電気通信事業者による農地法施行規則第53条第14 号の規定による農地転用の届出についてご説明いたします。

番号1、所在八街字東堤、地目畑、面積592平方メートルのうち4.00平方メートル。目的、電気通信事業施設用地。事業内容、携帯電話無線基地局の設置。

番号2、所在八街字笹引、地目畑、面積1万2千361平方メートルのうち10 0.00平方メートル。目的、電気通信事業施設用地。事業内容、携帯電話無線基地 局の設置。

以上です。

川野会長

以上で、本日の審議すべき案件はすべて終了いたしました。 ご苦労さまでした。

藤﨑事務局長

閉会を宣す。(午後4時35分)

議事録署名人

議長

1 9 番

2 0 番